寝屋川市高齢者保健福祉計画(2021~2023)の骨子(案)

1. 次期計画の考え方

(1)計画の枠組み

次期計画は、2025年(令和7年)を念頭に置いて地域包括ケアシステムの構築を推進する現行計画を継承しつつ、この間の取組みの成果や課題、寝屋川市の高齢者保健福祉をとりまく状況や法律・諸制度等の変化をふまえるとともに、寝屋川市の新たなまちづくりの指針として策定される「第六次寝屋川市総合計画」や、社会保障制度改革の方向性として示された「地域共生社会」の実現をめざして策定される「第四次寝屋川市地域福祉計画」との連動性を考慮した見直しを行うこととします。

(2) 見直しのポイント

次期計画は、以下の点に特に配慮して策定します。

① 現行計画に基づく取組みの充実

- ・地域包括支援センターの専門性、各種地域ケア会議、在宅医療・介 護連携推進協議会等を通じた地域包括ケアを推進する体制の強化
- ・介護予防・日常生活支援総合事業や地域支え合い推進事業等、多様 な主体が参加・協働した、シルバー世代も担い手となる支えあいの 推進
- ・訪問指導・短期集中通所サービスや元気アップ体操等による介護予 防・重度化防止の取組みの推進

② 介護保険制度改正等への対応

- ・介護予防や地域づくりによる健康寿命の延伸と認知症施策の推進
- ・地域包括ケアシステムの推進による地域特性に応じた介護基盤の整備
- ・介護現場の革新による人材確保と生産性の向上

③ 地域の状況の変化への対応

- ・高齢化がいっそう進行するなかでの健康寿命の延伸
- ・第六次総合計画がめざす「誰もが住みたくなるまち・豊かな暮ら し」を実現する高齢者保健福祉の推進
- ・地域協働等とも連携した「地域共生社会」のめざす取組みの推進
- ・災害や感染症への備えや対応をすすめる取組みの推進

④ 他の計画とのいっそう効果的な連携

- ・上位計画となる総合計画・地域福祉計画等といっそう連動し、分野 を超えた取組み等を効果的にすすめる計画の体系や推進方法の確立
- ・健康増進計画との役割分担をふまえた、健康づくり等に関する計画 内容の整理

2. 次期計画の体系

現行計画の流れを踏襲しつつ、よりわかりやすくすることに配慮して項目の順序などを見直し、下図のように整理します。

I. 計画の策定にあたって

- 1. 策定の趣旨
- 2. 位置づけ
- 3. 期間

- 4. 策定方法
- 5. 推進方法

Ⅱ. 高齢者保健福祉の推進方策

1. 基本理念

シルバー世代が笑顔で暮らせるまちを、みんなでつくろう!

2. すべての取組みで大切にする考え方

- (1)シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します
- (2) 多様な人の多様な"困りごと"を見つけ、支えます
- (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

3. 基本目標		
(1) 一人ひとりが"自分らしく" いきいき暮らす	(2) 生活や介護を しっかり支える	(3) 地域包括ケアを 推進する
	0 2 % 7 % / C 0	112.2 / 0

目標を実現するための取組み (2)(3)(1)一人ひとりが"自分らしく" 生活や介護を 地域包括ケアを いきいき暮らす しっかり支える 推進する ・ネットワーク ・見守りや発見 学習・ライフプラン 相談 ・連携・協働のしくみ · 地域 · 社会活動、就労 ・生活・介護の支援 · 在宅医療 · 介護連携 ・認知症の人や家族の支援 ・介護予防・健康づくり 地域のつながりづくり • 認知症予防 ・権利擁護の支援 ・安全・安心なまちづくり ・福祉・介護の担い手 ・バリアのないまちづくり

5. 重点的に取り組む事項

- (1) 介護予防・重度化防止の取組み
- (2) 認知症の人や家族の支援の充実
- (3) 地域包括ケアシステムにおける多様な連携

Ⅲ. 介護保険サービス等の推計と介護保険料

- 1. 被保険者数と要介護認定者数の推計
- 2. 介護保険サービスの見込量の推計
- 4. 介護保険事業費の推計

- 3. 地域支援事業の見込量の推計
- 5. 保険料の設定

3. 各項目の骨子

I. 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

・2025年を目途とした地域包括ケアシステムの構築に向け、第5期計画から推進してきた取組みの成果を活かすとともに、さらに深化させた「地域共生社会」の実現に向けた取組み、寝屋川市の新たなまちづくりの指針である第六次総合計画等と連動させた取組みを推進する視点で、新たな計画を策定します。

2. 位置づけ

- ・老人福祉法(第20条の8)に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法 (第117条)に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定します。
- ・健康増進計画が策定されたことをふまえ、シルバー世代がいきいき生活 するための目標として健康づくりを含みつつ、具体的な内容は割愛しま す。

3. 期間

・2025年の地域包括ケアシステムの構築をめざすとともに、団塊ジュニア 世代が65歳以上となって人口構成が大きく変化する2040年も見据えた長 期的な視点をもちつつ、介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令 和5年度までの3年間の計画として策定します。

4. 策定方法

・市民のニーズや意見を反映するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、高齢者保健福祉計画推進委員会での意見交換、パブリックコメント等を実施します。

5. 推進方法

- ・高齢者保健福祉計画推進委員会で計画の推進にかかる協議や進捗管理を 行いながら、多くの市民・団体・事業者・関係機関等と協働して事業や 活動を実施します。
- ・市は、「重点的に取り組む事項」を計画全体を先導する事業としながら、 「目標を実現するための取組み」に基づいて各事業を推進します。
- ・市民・団体・事業者とも協働するよう、寝屋川市地域福祉計画や寝屋川市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等とも連携して、取組みを呼びかけていきます。

Ⅱ. 高齢者保健福祉の推進方策

1. 基本理念

(設定の考え方)

・すべての市民が安心し、幸せを感じて暮らせるように、一人ひとりが主 役となり、多様な市民、団体、事業者、関係機関、市などが協働して取 り組むことをめざし、現行計画の基本理念に込めた考え方を継承します。

シルバー世代が笑顔で暮らせるまちを、みんなでつくろう!

2. すべての取組みで共通して大切にする考え方

(設定の考え方)

- ・基本理念に沿って計画を推進するため、すべての取組みで共通して大切にするとともに、取組みのふり返りの視点ともなる考え方として、つぎの3点を定めます。
 - (1)シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します
 - (2) 多様な人の多様な"困りごと"を見つけ、支えます
 - (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

3. 基本目標

(設定の考え方)

- ・現行計画の「一人ひとりの取組みから、みんなの力をあわせたまちづくりに広げる」という考え方は継承しつつ、健康づくり等に関する取組みを健康増進計画に移行したこともふまえ、目標の柱をより明確に示す視点で次の3点に集約します。
 - (1) 一人ひとりが"自分らしく"いきいき暮らす
 - (2) 生活や介護をしっかり支える
 - (3)地域包括ケアを推進する

4. 目標を実現するための取組み

(設定の考え方)

- ・「基本目標」を実現するために体系的に取り組む事業や活動の方向と主 な内容を定めます。
- ・それぞれの取組みを、感染症の予防や対策を見据えた「新しい生活様式」に基づいて推進します。

【取組みの柱】

(1) 一人ひとりが"自分らしく"いきいき暮らす

(取組みの例)

- ・情報の発信・取得への支援、学習やライフプランづくりの支援、 地域・社会活動や就労の推進と支援
- ・介護予防・健康づくりの推進、認知症予防の推進
- (2) 生活や介護をしっかり支える

(取組みの例)

- ・見守りと"困りごと"を発見する取組みの推進、相談の充実
- ・生活の"困りごと"や介護の支援、認知症の人や家族の支援、 権利擁護の支援、福祉・介護の担い手の確保
- (3)地域包括ケアを推進する

(取組みの例)

- ・相談・支援のネットワークと連携・協働のしくみづくり、 在宅医療・介護連携の充実
- ・地域のつながりづくり、安全・安心なまちづくり、 バリアのないまちづくりの推進

《「基本目標」と「取組み」の位置づけ》

- (1) 一人ひとりが"自分らしく"いきいき暮らす
- (2) 生活や介護をしっかり支える
- (3)地域包括ケアを推進する

一人ひとりが "自分らしさ" を 大切にして主体的に取り組み、

> 地域にねざした 取組みを広げながら、

みんなの力をあわせて、 誰もが安心して暮らせる まちづくりをすすめます。

5. 重点的に取り組む事項

(設定の考え方)

・「目標を実現するための取組み」を先導するため、特に重点的に取り組む事項の内容を定めます。

(1)介護予防・重度化防止の取組み

- ・地域・社会活動への参加の推進・支援の充実
 - →多様な参加の場(地域型・テーマ型など)づくりの推進と、継続的な実施への支援
 - →元気アップ体操等の運動を活かした介護予防・健康づくりの推 進
- 介護や支援からの卒業をめざす取組みの充実
 - →訪問指導や短期集中通所サービスを中心とした生活機能の改善 ・維持の取組みの拡充
 - →地域の多様な資源を活かした通いの場」づくりの推進と支援の 充実

(2) 認知症の人や家族の支援の充実

- ・認知症や支援についての理解と予防・早期対応
 - →「地域共生社会」の取組みも通じた、"わがごと"としての認知症や「安心して暮らせるまちづくり」への理解(若年性認知症も含め)と、予防、早期発見・早期対応につなぐ取組みなどの推進
- ・認知症の人の生活や介護への支援の充実
 - →寝屋川市オレンジチーム、改訂するケアパス等のいっそうの活 用による効果的な支援の展開
 - →地域の多様な資源の活用によるニーズに応じたきめ細かな支援 の充実

(3) 地域包括ケアシステムにおける多様な連携

- ・相談機関・支援機関・事業者・専門職等のいっそうの連携
 - →地域ケア会議等の高齢分野のネットワークの充実、ICTも活用した情報共有の推進
- ・在宅介護・医療連携の推進
 - →認知症総合支援事業、その他の地域支援事業等との連携も視野 に入れた、ロードマップに基づく在宅医療・介護連携の推進

Ⅲ. 介護保険サービス等の推計と介護保険料

1. 被保険者数と要介護認定者数の推計

(設定の考え方)

・現行計画における被保険者、要介護認定者数の推移をふまえ、第8期および令和7年度の推計を行います。

2. 介護保険サービスの見込量の推計

(設定の考え方)

- ・要介護認定者数の推計、現行計画における利用状況、調査結果等をふま えたニーズ、制度改正の影響等を考慮して、居宅サービス、地域密着型 サービス、施設サービスの見込量を推計します。
- ・推計にあたっては新型コロナウイルス感染症の影響を勘案するとともに、 介護離職の防止、2040年の状況なども視野に入れて検討します。

3. 地域支援事業の見込量の推計

(設定の考え方)

・介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス、一般 介護予防事業)、包括的支援事業と、本市で実施する任意事業の事業量 を推計します。

4. 介護保険事業費の推計

(設定の考え方)

・介護保険サービスおよび地域支援事業の見込量に基づき、介護保険事業 費を推計します。

5. 保険料の設定

(設定の考え方)

・介護保険事業費に基づき、第1号被保険者に負担していただく介護保険料を設定します。